

経済構造統計の意義及び効果等について

経済構造統計の意義、効果は何か。

【回答】

- 1 産業を対象とする大規模統計調査はこれまで所管府省ごとに産業別に異なる年次・周期で実施していたが、全産業をカバーする一次統計や国民経済に高いウエイトを占める第3次産業に係る分野の統計の不足、S O H Oなどの調査員調査では的確な把握が困難な事業所や企業の増加による関連統計の精度の低下などにより、我が国の経済活動の実態を同一時点で包括的に表す一次統計の整備が必要とされてきたところ。
- 2 このような状況を踏まえ、政府内において全産業分野すべての事業所及び企業の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスの整備が閣議決定されたところ。
- 3 その後の検討により、事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査として平成21年に実施する「経済センサス-基礎調査」と、経理項目の把握に重点を置いた調査として平成23年に実施する「経済センサス-活動調査」から作成される統計を経済構造統計とするとされたところ。
- 4 経済構造統計により、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計の整備を図ること及び既存の関連する大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化を図ることができる。

今回の経済構造統計と、平成 23 年に実施される経済センサス-活動調査によって作成される統計との関係は整理されているか。

【回答】

- 1 経済センサスは、平成21年に実施する事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査と、当該調査により得られた情報を有効に利用して平成23年に実施する経理項目の把握に重点を置いた調査の二つの調査からなるものと、政府部内で整理されているところ。（「経済センサスの枠組みについて」経済センサス（仮称）の創設に関する検討会 決定(平成18年3月31日)）

- 2 これを踏まえ、今回、指定統計調査として実施すること、及びその調査結果により作成する経済構造統計を指定統計として指定することについて統計委員会に諮問し、ご審議いただいているところ。
これは、昨年5月に公布された改正統計法の全面施行が平成21年4月1日に以降であることから、今回の諮問手続は、現行統計法の枠組みの下での手続ということになる。

- 3 一方、平成23年に実施する経済センサス-活動調査については、調査票を事業所・企業が活動している産業に適した調査票を配り分けるなどの必要があることから、経済センサス-基礎調査の実施により得られた調査結果をも踏まえ策定する実施計画を、調査実施の1年前である平成22年度早々に改めて統計委員会へお諮りし、ご審議をお願いすることとしている。